

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 2年 7月 8日	第60号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
	発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246	
編集兼 発行人		名古屋市総務局法制課長

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第97号) 4
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則	(会計・出納課)	(第98号) 6
告 示		
○ 市民緑地の廃止について	(緑土・緑地維持課)	(第407号) 7
○ 告示の訂正について	(緑土・道路利活用課)	(第408号) 8
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第409号) 9
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第410号) 12
○ 介護保険指定特別給付事業者の指定	(健福・介護保険課)	(第411号) 15
○ 介護保険指定特別給付事業者の廃止	(健福・介護保険課)	(第412号) 16
○ 方法意見書について	(環境・地域環境対策課)	(第413号) 17
○ 環境影響評価審査書について	(環境・地域環境対策課)	(第414号) 19
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第415号) 21
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第416号) 23
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第417号) 25
○ 市営住宅定期入居希望者の公募について	(住都・住宅管理課)	(第418号) 27
○ 河川区域の変更	(緑土・河川管理課)	(第419号) 31
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第420号) 33
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第421号) 34
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第422号) 35
人 事 委 員 会 規 則		
○ 出勤簿処理規則の一部を改正する規則		(第9号) 36
○ 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則		(第10号) 38
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正		(第26号) 40

- 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正 (第27号) 42
-

交 通 局 管 理 規 程

- 拾得物取扱規程の一部改正 (第18号) 43
-

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) 44
-

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第97号）
 - 1 改正内容
精神障害者保健福祉手帳交付申請書について、規定の整備を行います。
（第7号様式関係）
 - 2 施行期日
令和2年7月1日から施行します。

- 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第98号）
 - 1 改正内容
 - (1) 資金を前渡することができる経費の対象を拡大します。（第74条関係）
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定を整理します。（第156条関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 6月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第97号

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 8年名古屋市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 7号様式中「家族」を「家族等」に、「脱帽して」を「無帽（申請者の申出により、市長が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除きます。）で」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 2年 7月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規

定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 3 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第98号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第74条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (28) 新型コロナウイルス感染症対策協力金及びナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金
- (29) 指定金融機関の派出所（区役所支所内のものを除く。）において支払を必要とする経費（災害等により当該派出所において支払ができない場合に限る。）

第 156 条中「第 243 条の 2 第 1 項前段」を「第 243 条の 2 の 2 第 1 項前段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 407号

市民緑地の廃止について

平成20年名古屋市告示第 164号（市民緑地に関する告示）で告示した市民緑地のうち烏森市民緑地を令和 2年 6月30日に廃止します。

令和 2年 6月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

名古屋市告示第408号

告示の訂正について

平成31年名古屋市告示第239号の一部を次のように訂正します。

令和2年6月29日

名古屋市長 河村 たかし

県道名古屋犬山線の道路の区域にかかる幅員（メートル）について

「		「			
	前	10.80 ～ 18.20		前	12.50 ～ 27.84
	後	18.00 ～ 32.00	を	後	18.00 ～ 34.18
」		」		」	に訂正する。

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

名古屋市告示第 409号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 6月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ナースコール株式会社	ナースコール千種	名古屋市千種区上野一丁目 2番 7号	令和 2年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社 On Your Side	こども訪問看護ステーションてとめと	名古屋市南区鶴田二丁目 8番10号	令和 2年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社 ケイズウイン	訪問看護ステーション燕子花	名古屋市南区呼続一丁目 1番19号	令和 2年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
特定非営利活動法人 えんとかく	訪問看護ステーション さしみ・Sun	名古屋市緑区有松3131番地の 2	令和 2年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
七音株式会社	ななおと訪問看護ステーション	名古屋市緑区倉坂1515番地	令和 2年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

	ョン			
--	----	--	--	--

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人悠山会	ファミリア滝川訪問介護事業所	名古屋市昭和区滝川町66番地の2	令和2年6月1日	訪問介護
ルミエールコアカンパニー合同会社	ヘルパーステーション にじいろ	名古屋市南区薬師通1丁目21番地の2	令和2年6月1日	訪問介護
株式会社恵	ヘルパーステーションふわふわ守山	名古屋市守山区大字上志段味字道光316番地	令和2年6月1日	訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター神の倉	名古屋市緑区赤松716番地	令和2年6月1日	訪問介護
LAGOM合同会社	LAGOM西山ヘルパーステーション	名古屋市名東区にじが丘3丁目31番地	令和2年6月1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アイデアルケア株式会社	だんらんの家長須賀	名古屋市中川区長須賀二丁目605番地	令和2年6月1日	地域密着型通所介護
株式会社丸愛商会	リハビリデイまる尾頭橋	名古屋市中川区尾頭橋三丁目4番3号	令和2年6月1日	地域密着型通所介護

株式会社丸愛 商会	リハビリデイ まる 中川	名古屋市中川区 尾頭橋三丁目 4 番 3号	令和 2年 6月 1日	地域密着型通所介 護
合同会社我逢 人	通所介護事業 所きやのあ	名古屋市中川区 助光三丁目1337 番地の 1	令和 2年 6月 1日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
エンジェル合 同会社	エンジェル居 宅介護支援事 業所	名古屋市中区上 前津一丁目 1番 9号	令和 2年 6月 1日	居宅介護支援
株式会社銀河 号	ケアプラン二 重虹	名古屋市名東区 極楽五丁目 136 番地	令和 2年 6月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 410号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 2年 6月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社コン トリビューシ ョン	つなげる訪問 看護リハビリ ステーション	名古屋市緑区有 松3131番地	令和 2年 4月30日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
ヒューマンラ イフケア株式 会社	ヒューマンラ イフケアなる この湯	名古屋市緑区鳴 子町 4丁目 6番 地の 1	令和 2年 4月30日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
--------	--------	---------	-------------	---------

社会福祉法人 紫水会	オーネストひ びの大宝指定 地域密着型通 所介護事業所	名古屋市熱田区 大宝一丁目 1番 3号	令和 2年 4月 1日	地域密着型通所介 護
医療法人悠山 会	ファミリア	名古屋市昭和区 滝川町66番地の 2	令和 2年 4月27日	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護
株式会社介護 NEXT	GENKIN EXT 庄内 緑地公園	名古屋市西区坂 井戸町 219番地	令和 2年 4月30日	地域密着型通所介 護
社会福祉法人 名古屋市中区 社会福祉協議 会	デイサービス センターなか 	名古屋市中区上 前津二丁目12番 23号	令和 2年 4月30日	認知症対応型通所 介護
株式会社 I G L	だんらんの家 長須賀	名古屋市中川区 長須賀二丁目 605番地	令和 2年 4月30日	地域密着型通所介 護
合同会社山田 商会	いこいの杜 リハビリデイ サービスセン ター おとう ばし	名古屋市中川区 尾頭橋三丁目 4 番 3号	令和 2年 4月30日	地域密着型通所介 護
合同会社山田 商会	いこいの杜 リハビリデイ サービスセン ター なかが わ	名古屋市中川区 尾頭橋三丁目 4 番 3号	令和 2年 4月30日	地域密着型通所介 護
ヒューマンラ イフケア株式	ヒューマンラ イフケアなる	名古屋市緑区鳴 子町 4丁目 6番	令和 2年 4月30日	地域密着型通所介 護

会社	この湯	地の 1		
----	-----	------	--	--

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 411号

介護保険指定特別給付事業者の指定

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）第 6条の 2第 1項の規定により、介護保険指定特別給付事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 6月29日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ハル	ライフデリみ どり・みなみ 店	名古屋市緑区浦 里四丁目 140番 地	令和 2年 6月 1日	生活援助型配食サ ービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 412号

介護保険指定特別給付事業者の廃止

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）第22条の6の規定に基づき、次のように指定特別給付事業者から事業を廃止した旨の届出がありました。

令和 2年 6月29日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社丸八 給食	有限会社 丸 八給食	名古屋市中川区 吉津三丁目1701 番地	令和 2年 4月 7日	生活援助型配食サ ービス
矢島 照章	ライフデリみ どり店	名古屋市緑区鳴 海町上汐田 105 番地の 5	令和 2年 4月24日	生活援助型配食サ ービス
株式会社イー トクリエイト	ライフデリ千 種・名東・天 白店	名古屋市千種区 今池一丁目 4番 2号	令和 2年 5月27日	生活援助型配食サ ービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第413号

方法意見書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第13条第1項の規定に基づき、令和2年6月19日付けで、（仮称）大江川下流部公有水面埋立てに係る環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「方法意見書」という。）を作成しましたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この方法意見書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年6月30日

名古屋市長 河村たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 - (2) 名古屋港管理組合
名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村秀章
名古屋市港区港町1番11号
- 2 対象事業の名称及び種類
（仮称）大江川下流部公有水面埋立て
公有水面の埋立て
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区大江町及び昭和町地先から南区宝生町及び大同町地内まで
- 4 方法意見書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎 5 階）

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市南区前浜通 3 丁目10番地

南区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

オ 名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の10

名古屋市南生涯学習センター（以下「南生涯学習センター」という。）

(2) 縦覧期間

令和 2 年 6 月 30 日（火）から 7 月 14 日（火）まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を、南生涯学習センターにあつては同月 8 日（水）を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、港区役所及び南区役所

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

ウ 南生涯学習センター

午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで（ただし、日曜日にあつては午後 5 時 00 分まで。）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第414号

環境影響評価審査書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第22条第1項の規定に基づき、令和2年6月19日付けで、名古屋市南陽工場設備更新事業に係る環境影響評価審査書（以下「審査書」という。）を作成しましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この審査書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年6月30日

名古屋市長 河村たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名古屋市南陽工場設備更新事業
廃棄物処理施設の建設
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区藤前二丁目101番地
- 4 審査書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）
（名古屋市役所東庁舎5階）
 - イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

- ウ 名古屋市港区春田野三丁目1801番地
港区役所南陽支所（以下「南陽支所」という。）
- エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）
- オ 名古屋市港区野跡四丁目11番地2号
名古屋市野鳥観察館（以下「野鳥観察館」という。）
（稲永公園内）

(2) 縦覧期間

令和2年6月30日（火）から7月14日（火）まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南陽支所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センター及び野鳥観察館にあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課、港区役所及び南陽支所
午前8時45分から午後5時15分まで
- イ 環境学習センター
午前9時30分から午後5時00分まで
- ウ 野鳥観察館
午前9時00分から午後4時30分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 415号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 2年 6月30日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
二村 賢 名古屋市中村区横井二丁目 187番地
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
若松 公男 名古屋市中川区富永二丁目 103番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区水里四丁目 127番、畑、350.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 2年 7月10日から令和 5年 7月 9日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
319.00平方メートル
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 300日、農業従事者： 2人
 - (3) 農機具の保有状況
管理機： 1、ハンマーナイフモア： 1、刈払機： 1、軽トラック： 1
倉庫： 1、育苗ハウス： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 416号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 2年 6月30日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
小嶋 一弘
名古屋市中区正木三丁目 2番45号
ライオンズマンション金山第 3ー 607号
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
二村 八重子 名古屋市中村区岩塚町字林高寺東53番地の 1
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区富永四丁目52番、畑、141.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 2年 8月 1日から令和 5年 7月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
141.00平方メートル
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 200日、農業従事者： 1人
 - (3) 農機具の保有状況

鍬： 1、鎌： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 417号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 2年 6月30日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
二村 汀順 名古屋市港区協和一丁目 814番地
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
吉田 とし子 海部郡蟹江町舟入 4丁目 144番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区協和一丁目1049番、畑、222.00平方メートル
名古屋市港区協和一丁目1057番、畑、222.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 2年 8月 1日から令和 5年 7月31日まで
 - (4) 借賃の支払方法 現金支払
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積：なし
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 250日、農業従事者： 1人
 - (3) 農機具の保有状況
草刈り機： 1、噴霧器： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

市営住宅定期入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 2年 7月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 申込みの資格

- (1) 申込みをした日において申込者本人の年齢が45歳未満であること。
- (2) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (4) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (8) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第

1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和2年7月28日（火）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和2年7月28日（火）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和2年7月28日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第2・第4水曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 2年 8月 7日（金）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社定期入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 2年 8月 7日（金）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 2年 8月11日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 2年 8月 8日（土）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 15戸

改良住宅

空家住宅 5戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示 419 号

河川区域の変更

一級河川庄内川水系堀川の錦橋下流端から天王崎橋上流端までの区間について、河川法（昭和39年法律第 167 号）第 6 条第 1 項第 3 号の区域を含む河川区域を別図のように変更する。

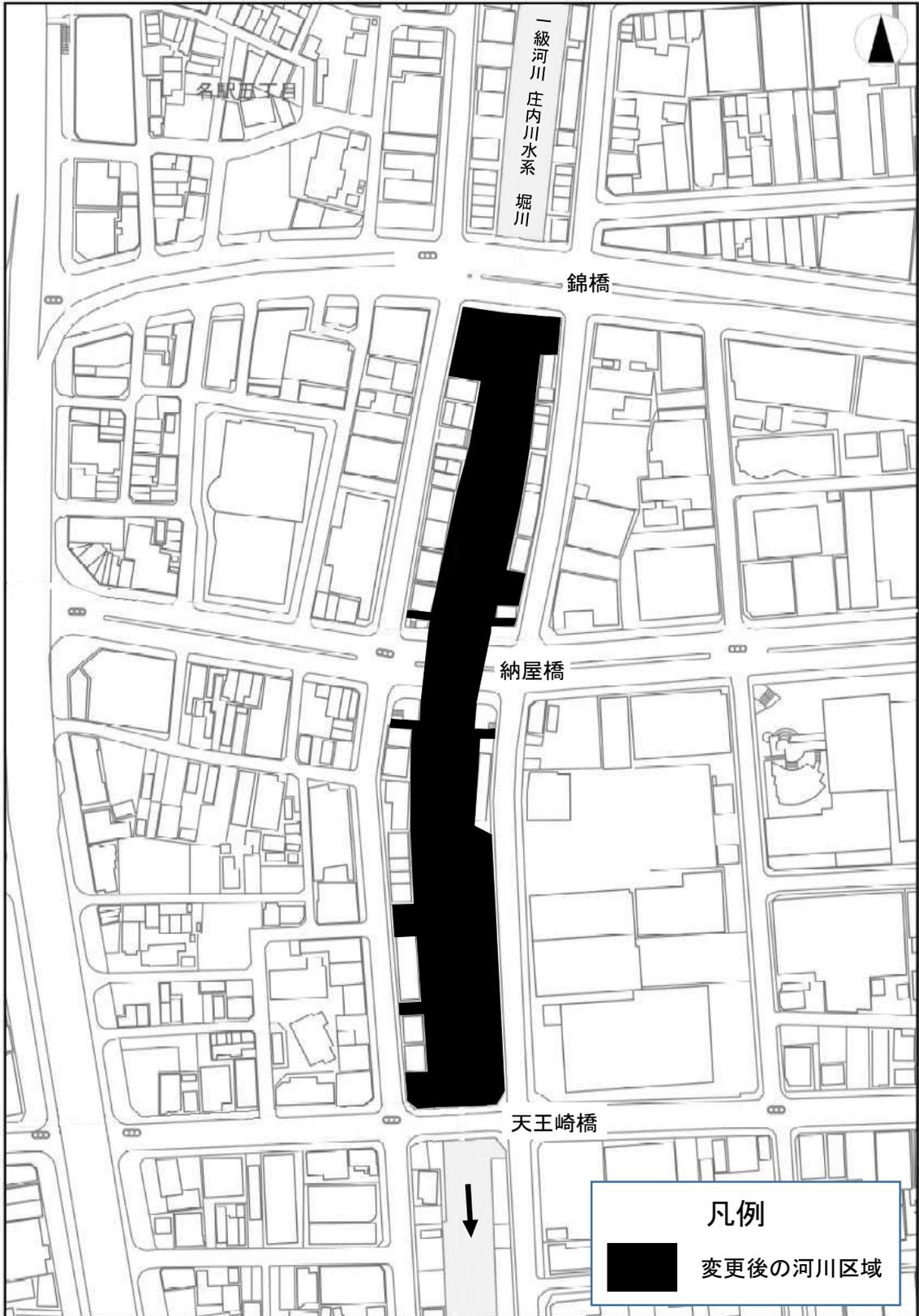
関係図面は、名古屋市緑政土木局河川部河川管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市緑政土木局河川部河川管理課

別 図



名古屋市告示第 420号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 7月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市瑞穂区萩山町 4丁目38番の一部及び39番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 421号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第 134号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 2年 7月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中村区松原町 1丁目23番 1の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物（土壤溶出量基準）
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 422号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項の規定に基づき、令和 2年名古屋市告示第 391号により指定した措置管理区域の一部を解除します。

令和 2年 7月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市千種区宮東町 1番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

出勤簿処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月1日

名古屋市人事委員会委員長 細井土夫

名古屋市人事委員会規則第9号

出勤簿処理規則の一部を改正する規則

出勤簿処理規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

職員は、登庁時限までに出勤し、自ら電子的方式により職員情報システムの出勤簿に記録しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該記録をすることができない職員にあっては、所定の場所において自ら備付けの出勤補助簿（別記様式）に印を押さなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（出勤簿処理規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 出勤簿処理規則の一部を改正する規則（平成16年名古屋市人事委員会規則

第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「電子計算機」を「電子的方式」に改める。

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月1日

名古屋市人事委員会委員長 細井土夫

名古屋市人事委員会規則第10号

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 当該勤務をした時間が条例第2条又は第5条の規定によって職員ごとに定められている1日の正規の勤務時間（7時間15分（再任用短時間勤務職員にあっては、1日当たりの正規の勤務時間）以上のものに限る。以下「当該休日の正規の勤務時間」という。）以上の場合、1日の正規の勤務時間（当該休日の正規の勤務時間以下のものに限る。）

第5条第1項中「4時間30分」の次に「（再任用短時間勤務職員にあっては、半日勤務時間のうちいずれか長い勤務時間）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第2条第1項第2号及び第5条第1項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

名古屋市上下水道局管理規程第26号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月29日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

第7条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同規程第36条第2項中「扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは、「これに対する地域手当の月額の合計額（時給制短時間勤務職員にあっては、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）第5条第3項の規定による1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額に、1日の正規の勤務時間数及び平均1月当たりの通勤所要回数に乗じて得た額）」と読み替えるものとする。

第8条第3項中「（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削る。

第12条中「通勤をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

（休職者の給与）

第13条 会計年度任用職員が法第28条第2項各号又は職員分限条例（昭和26年名古屋市条例第49号）第2条各号に掲げる事由（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。）に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第14条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当については、この限りでない。

附則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 常時勤務を要する職員（臨時的に任用される職員を除く。）を退職し、引き続き職員（別に定める者に限る。）として在職した後、引き続いて第3条第1号から第4号までに規定する者となったものに対して令和2年6月に期末手当を支給する場合には、第7条第2項に定める給与規程第36条の準用のほか、給与規程第36条第1項中「6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）以前6月以内の期間」とあるのは「6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）以前6月以内の期間及び常時勤務を要する職員（臨時的に任用される職員を除く。）を退職した日のうち最も遅い日の属する年度の12月2日から翌年3月31日までの期間」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

名古屋市上下水道局管理規程第27号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月1日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

第2条第1項中「所定の場所において」を削り、「就業ターミナルにより」を「電子的方式により」に、「就業ターミナルの設置されていない職場に勤務する職員は」を「これにより難しい場合は」に改め、同条第2項を削る。

第3条第6項中「局長」を「上下水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

附則第6項中「職員は」を「交替制勤務職員及び同規程第7条の2第2項に規定する特例交替制勤務職員（水処理事務所に勤務する者に限る。）は」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の附則第6項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

名古屋市交通局管理規程第18号

拾得物取扱規程（昭和30年名古屋市交通局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月30日

名古屋市交通局長 河野和彦

第8条中「次の各号」を「次」に改め、同条第3号ウ中「その者の住所氏名を聴取し、システムにより拾得物処理入力を行うこと。ただし、適切な案内により入力の必要がないと認められる場合は、省略することができる。」を「適切な案内を行うこと。」に改め、同条第4号中「遺失物法」の次に「（平成18年法律第73号）」を加える。

第12条の見出しを「（取得時効完成後等の手続）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、遺失物法の規定に基づき、傘類の遺失物については、警察署に届け出た後、公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しない場合は、物品出納職に引き継ぐことができるものとする。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年6月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

栄グローブ

名古屋市中区栄三丁目 705番 ほか 4筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
栄三丁目計画	栄グローブ

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所
三菱UFJ信託銀行(株)	代表取締役 池谷 幹男	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	変更なし	代表取締役 長島 巖	変更なし

3 変更の日

(1) 2(1)については、平成29年8月10日

(2) 2(2)については、令和2年4月1日

4 変更した理由

- (1) 2(1)については、名称変更のため
- (2) 2(2)については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 6月12日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 6月30日から同年10月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年10月30日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課